解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

北海道旭川市六条通九丁目四六番地

旭川市土地開発公社

代表清算人　岡田　政勝

解散公告（第一回）

当法人は、責任役員会の決議並びに北海道知事の認証によって、平成二十五年十二月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

北海道釧路市緑ヶ岡二丁目一九番地五

宗教法人新金剛寺

清算人　青木　節子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十二月十七日山形県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

山形県寒河江市本町一丁目九番二八号

寒河江市木の下土地区画整理組合

代表清算人　小山　陽一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年八月二十六日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十五年十二月二十六日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

神戸市灘区永手町二丁目三番一七号

準学校法人横田学園

清算人　米谷　稔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十五年十二月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

兵庫県神戸市長田区宮川町一丁目二六番地

医療法人社団坂牧眼科

清算人　坂牧　弓絃

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月二十七日島根県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

島根県益田市常盤町一番一号

益田市土地開発公社

代表清算人　平谷　伸吾

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月二十五日、愛媛県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

愛媛県八幡浜市北浜一丁目一番一号

八幡浜市土地開発公社

代表清算人　橋本　顕治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

新潟県上越市南本町三丁目二番一五号

財団法人高田市消防第一分団

代表清算人　田中　一成

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

滋賀県長浜市石田町五七六

財団法人石田三成公事蹟顕彰会

代表清算人　木下　茂昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日をもって存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

岡山市北区弓之町五番七号

財団法人岡山社会文化会館

代表清算人　福島　捷美

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月二十六日付けで香川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

香川県坂出市室町二丁目三番五号

坂出市土地開発公社

清算人　加藤　悟史

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月二十四日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

愛媛県上浮穴郡久万高原町西谷一〇一五六番地一

財団法人西谷教育後援会

代表清算人　立野　好仁

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日鹿児島県日置市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

鹿児島県日置市東市来町長里七八番地一

清算法人東市来町土地改良区

代表清算人　下茂　孝一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日移行期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

北海道釧路市大町一丁目一番一号

社団法人釧路青色申告会

代表清算人　濱屋　重夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

神奈川県三浦市城山町一番一号

財団法人三浦市中小企業振興公社

代表清算人　杉山　実

代表清算人　篠田　和也

代表清算人　若澤　美義

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月二十六日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十一日

新潟県新潟市西区青山四丁目四番二〇号

海老ケ瀬土地区画整理組合

代表清算人　嶋田　信